

# 定 款

株式会社メディアリンクス

## 第1章 総則

### 第1条(商号)

当社は、株式会社メディアリンクスと称し、英文では MEDIA LINKS CO., LTD.と表示する。

### 第2条(目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 映像、音声、通信に関する機器及びソフトウェアの開発、設計、製作、工事、販売、リース、レンタル
2. 前号に関するコンサルティング業務
3. 上記各号に附帯する一切の業務

### 第3条(本店の所在地)

当社は、本店を神奈川県川崎市に置く。

### 第4条(公告の方法)

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### 第5条(発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、90,000,000株とする。

### 第6条(単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

### 第7条(単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 第8条(株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

### 第9条(自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等によ

り自己の株式を取得することができる。

#### 第 10 条(株式取扱規程)

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか取締役会において定める株式取扱規程による。

#### 第 11 条(基準日)

当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

#### 第 12 条(招集の時期)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

#### 第 13 条(招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第 14 条(電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第 15 条(決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 株主総会における会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### 第 16 条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役及び取締役会

##### 第 17 条(取締役会の設置)

当社は取締役会を置く。

##### 第 18 条(員数)

当社の取締役は、8名以内とする。

##### 第 19 条(選任方法)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

##### 第 20 条(任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

##### 第 21 条(取締役の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、予め取締役会の定める順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

##### 第 22 条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

##### 第 23 条(役付取締役)

取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

##### 第 24 条(代表取締役)

取締役社長は、当社を代表し、会社の業務を統括する。

取締役会の決議によって、前条の役付取締役の中から代表取締役を選定することができる。

第 25 条(取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 26 条(取締役会の決議の省略)

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 27 条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 28 条(報酬等)

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 29 条(取締役の責任免除)

会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

第 30 条(監査役及び監査役会の設置)

当社は監査役及び監査役会を置く。

第 31 条(員数)

当社の監査役は、4名以内とする。

第 32 条(選任方法)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

第 33 条(任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 34 条(常勤監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 35 条(監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

第 36 条(監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 37 条(監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 38 条(報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 39 条(監査役の責任免除)

当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。

## 第6章 会計監査人

第 40 条(会計監査人の設置)

当社は会計監査人を置く。

第 41 条(選任方法)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 42 条(任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 43 条(報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

第 44 条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月 31 日までとする。

第 45 条(期末配当金)

当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

第 46 条(中間配当金)

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。

第 47 条(期末配当金等の除斥期間)

期末配当金及び中間配当金がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

(附則)

1. 定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第 14 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成 6 年 5 月 31 日 改訂  
平成 13 年 3 月 7 日 改訂  
平成 13 年 8 月 27 日 改訂  
平成 14 年 5 月 29 日 改訂  
平成 15 年 5 月 26 日 改訂  
平成 17 年 3 月 16 日 改訂  
平成 17 年 5 月 27 日 改訂  
平成 17 年 6 月 29 日 改訂  
平成 17 年 12 月 2 日 改訂  
平成 18 年 6 月 27 日 改訂  
平成 20 年 6 月 26 日 改訂  
平成 21 年 6 月 25 日 改訂  
平成 22 年 1 月 6 日 改訂  
平成 25 年 10 月 1 日 改訂

平成 29 年 6 月 17 日 改訂  
令和 4 年 5 月 12 日 改訂  
令和 4 年 6 月 22 日 改訂  
令和 5 年 2 月 22 日 改訂